

2018 年度児童生徒募集

入学申し込み受付期間

2017 年 11 月 11 日(土)～2018 年 1 月 27 日(土)

- 入学申し込み受付期限を過ぎてのお申し込みは、お断りする場合がございます。
- 入学の申し込みについてのお問い合わせ、申込書のご請求は補習校事務局まで。
または当校のホームページをご覧ください。
www.jisd.de/hosyuko

補習校事務局

Tel: 0211-5577-134 (土曜日のみ)

Fax:0211-5577-155

E-mail: hosyuko@jisd.de

<http://www.jisd.de/hosyuko>

2017 年度新編入生保護者説明会

2017 年 11 月 11 日(土)

15 時より 16 時半頃まで
(14 時 30 分より受付開始)

当日の主なプログラム

- 学校紹介
- 校内ツアー
全日制図書室、補習校図書室
授業見学
- 質疑応答

- ・体験授業は実施いたしません。
- ・託児コーナーはございません。

■ 学校行事風景など



入学式



運動会



学校祭



授業風景



百人一首大会

デュッセルドルフ 日本語補習校



学校案内

Japanische Ergänzungsschule in Düsseldorf

Tel : 0211-5577-134 (nur Samstag)

Fax: 0211-5577-155

E-mail: hosyuko@jisd.de

<http://www.jisd.de/hosyuko>

■日本語補習校の特色

本校の授業は、日本人学校校舎において、日本人学校開校期間中の毎週土曜日 14:00~17:25 に行われています。年間授業日数は、おおむね 37 回です。

本補習校は日本人学校理事会の下部組織である日本語補習校運営委員会によって運営されています。日本人学校による支援授業も行われ、また日本人学校の学校祭や運動会には本校も参加して行事を作り上げるなど、日本人学校との協力体制も整っています。

本校の児童生徒はこのような学校行事に参加し、普段はなじみの薄い日本の学校文化を体験することができます。また、広い校庭や日本人学校図書室など、日本人学校の施設も利用でき、休み時間には楽しそうに校庭でサッカーをする子どもたちの姿が見られます。

日本人学校で実施されている日本漢字能力検定試験(漢検)や実用英語技能検定試験(英検)、ドイツ語技能検定試験(独検)などを受験し、自己の学力を試すこともできます。



■指導方針

本校は、日本の文部科学省制定の学習指導要領で定められている国語の学習内容の習得を目標に授業を行っています。「日本語教育」としてではなく「国語教育」として取り組み、日本の学校と同じカリキュラムに従っています。ただし、将来的にドイツ社会で生活する生徒が多いことを考慮し、児童生徒・保護者・学校の三者の話し合いにより、個に応じた指導をします。また、年間指導計画が定められており、月初めの授業予定でその月の指導内容が提示されます。

学校全体での取り組み・行事として、一学期には「海外子女文芸作品コンクール」への応募、日本人学校運動会への参加、二学期には学校祭での舞台発表及びその練習、三学期には百人一首大会、学年末には文集「飛翔」の作成を行っています。校内漢字検定(読みの部、書きの部)が年間 2 回実施され、漢字を読む力・書く力の向上を図っています。年 1 回、日本人学校教諭による支援授業も行なわれます。

■授業時間

登校時間	13 : 30 ~ 14 : 00
1 校時	14 : 00 ~ 14 : 45
2 校時	14 : 50 ~ 15 : 35
中休み	15 : 35 ~ 15 : 50
3 校時	15 : 50 ~ 16 : 35
4 校時	16 : 40 ~ 17 : 25
完全下校	17 : 40

■学年編成

- 小学校 1 年 ~ 中学校 3 年

■入学/編入

- 本校への入学に際しては希望年度の 4 月 2 日時点で満 6 歳以上であることが条件です。編入は随時可能です。
- 入学/編入希望者とは事前に面談を行います。
- 編入は、本補習校の編入希望学年の児童生徒と同程度の国語力を身に付けているお子さんが対象です。

■授業料/入学金

授業料は月額 75 ユーロで、年額 900 ユーロです。但し第 2 子は 70 ユーロ/月、第 3 子は 60 ユーロ/月、第 4 子からは 50 ユーロ/月です。3 ヶ月ごとにまとめて個人の銀行口座から自動振込形式(Dauerauftrag)にてお支払い頂きます。入学金は 100 ユーロです。

日本人学校は NRW 州の私立学校の補充学校として認可されています。本補習校は日本人学校理事会が運営母体であるため、日本人学校の一部として登録されており、年間授業料の 30%分が所得税の控除の対象になります。

ドイツでは、児童生徒が学校でケガをした場合に病院でかかった治療費が学校事故保険で補償される制度があり、当補習校の児童生徒もこの保険でカバーされます。